

資格認定要領の改正等について（J R 四国）

1. 特殊運転者（軌陸）の学力検査免除について

工事管理者資格による学力検査の免除が廃止されました。（2026.04.01 以降の申込から）

2. 工事管理者（新規）の標準指導時間の変更について

列車見張員・列車見張員（限定）の資格を有しているの、及び1年以内に工事管理者資格を有していたものは、標準指導日数を 1.0 日 とすることができます。（2026.04.01 以降の申込から）

3. 列車見張員（限定）新規 1 日コースの資格取得要件変更について

列車見張員（限定）新規の取得要件が、列車見張員の新規資格取得要件（一般）にあわせ、「営業線及びこれに近接した工事又は保守作業に 6 カ月以上従事した実務経験 を有し、心身ともに健全な者」は、見張員(限定)新規 1 日コースが受講できることになりました。列車見張員(限定) 新規 1 日コースは、列車見張員（新規、継続及び更新）の開催にあわせ開催します。

4. 講習日数の変更について

講習内容の見直しに伴い、下記の資格について講習日数が変更となりました。

講習名	講習日数（2024 年度まで）	講習日数（2025 年度から）
軌道工事管理者（新規）	1.0 日	<u>0.5 日</u>
線路閉鎖工事監督者（新規）	2.0 日	<u>1.0 日</u>
保守用車工事監督者（新規）	2.0 日	<u>1.5 日</u>
保守用車工事監督者（継続）	0.5 日	<u>1.0 日</u>

5. 実務経験年数の短縮について（2024.5.1 以降の申込から）

- (1) 工事管理者及び軌道工事管理者資格認定基準における学歴区分のうち、高専卒と大卒を統合（現在の大卒基準の3年に一本化）するとともに、土木、建築、機械関係課程の修了者に限定する取扱いを廃止になりました。
- (2) 工事管理者及び軌道工事管理者の資格認定基準（5年）に 1・2 級土木施工管理技士、1・2 級建築士、1・2 級建築施工管理技士又は 1・2 級管工事施工管理技士の資格を有する者は、実務経歴を 1 年短縮できます。

6. 医学適性診断書について

- (1) 2024.5.1 以降の申込から医学適性診断書の有効期間が、講習日の 12 カ月以内に検査したものまで延長になりました。
- (2) 2024.5.1 以降の申込から医学適性検査に要する検査項目から 「四肢の検査」が不要になりました。
- (3) 神経及び精神の疾患、運動機能・身体機能の障害、アルコール・麻薬等の中毒症状がある場合は、受講できません。
- (4) H30.8.1 以降の講習から「色覚」においては、「色神正常であること」から「赤色、青色及び黄色が識別できることを正常とする」に改正になりました。

- (5) H28.4.1 以降の講習から「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼 1.0 以上のもの」が「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼 0.7 以上のもの」に改正されました。
なお、「1 眼 1.0 以上他眼 0.5 以上」の基準は、裸眼の場合のみ適用となります。

7. 資格の失効日について

- (1) 工事管理者等の資格は、運転適性検査、学科試験、又は実地試験で**不合格となった日から失効**します。
- (2) 四国事務所で合否判定後、前月以降（1ヶ月以内）の講習結果を講習会申込メニューの申込・合否情報又は、講習会結果通知で確認してください。
- (3) 前提資格のある線路閉鎖工事監督者等の資格は、前提資格が失効した日から失効します。その前提資格が当該資格の有効期間内に取得された場合は、当該資格の効力は、当初の有効期間内に限り復活できます。

8. 受講申込書の添付書類等の一部省略について

保安講習会受講申込書（カガミ）の会社代表者社印押印は、「印」の印字は当面残りますが、不要とします。会社名、代表者名の印字等を行い、裏面に郵便の振替払込請求書兼受領書等の貼り付け、鉄道施設協会へ郵送してください。

なお、様式2「受講者経歴及び技術経歴書」、様式3「医学適性診断書」、認定証再発行願等の押印は、省略できませんので注意してください。

9. 適性検査（クレペリン・NR）の省略について

既に受検し合格した運転適性検査（以下、運適）の有効期間内において、運適の合格を要する資格を新規取得または継続する際には、運適の受検を省略できるようになります。

ついては、運適有効期間（3年後の月末）を超えないように受講者が管理する必要があります。有効期間を超えた場合は、資格が失効するので、**運適を必要とする資格の受講の際に、忘れないように受検**する。

なお、特殊運転者（軌陸）新規・継続、及び特殊運転者（MC）継続は、運適を必要とする資格で受検するようお願いしていましたが、今後は、講習では運適を実施しませんので、運適を必要とする資格を保有した者が受講するか、別途、運転適性検査クレペリン（一般）又は運転適性検査クレペリン・識別を受検（別途受検料が必要）するようにしてください。

10. 運転適性検査（クレペリン）の受検について

- (1) 運転適性検査の有効期間を確認し、受講者の管理により保安講習会システムで申請の際に「運適受講希望の有無」を選択してください。
- ① 工事管理者等の運転適性検査を受検する必要がある場合に保安講習会システムで申請の際に「運適受講希望」にチェックを選択して受検してください。
- ② 「運適受講希望」は、新規、及び継続でチェックを「無」で選択できます。運転適性検査の有効期間を必ず確認してください。有効期間を過ぎた場合は、資格は失効します。
- (2) 工事管理者等の講習で**運転適性検査が不合格になった場合に、工事管理者等の運転適性検査が必要な資格は一時失効**します。既に保有している資格は、直近の運転適性検査実施日（工事管理者又は列車見張員等講習）の際に受検できるようにします。**「運転適性検査（再検査）」**を受検し合格すれば有効になりますので、四国事務所まで連絡してください。

1 1. 第2号様式（受講者履歴及び技術経歴書）の作成について

- (1) 工務部長認定、又はJR他社の資格で継続講習を受講する場合を除き、継続講習の申請の際に当該資格の認定証のコピーを添付することで第2号様式は不要とします。
- (2) 本人確認欄は、記載内容を受講者本人が確認して、自署サインして押印してください。
- (3) 工事管理者等の技術経歴を必要とする新規講習を受講する場合に、失効して1年未満の当該資格の認定証のコピーを添付することで第2号様式の作成は不要とします。
- (4) 重機械運転者等の技術経歴を必要としない新規講習を受講する場合に、失効して1年未満の当該資格の認定証のコピーを添付することで第2号様式の作成及び重機械の免許証等のコピーは不要とします。

1 2. 列車見張員の新規の場合の実務経歴

列車見張員の新規取得について、「1年以上の実務経歴」から「6ヶ月以上の実務経歴」に短縮されました。

1 3. 列車見張員及び列車見張員（限定）の合格基準

列車見張員等及び列車見張員等の実地試験（ダイヤの見方）の合格判定が100%から90%以上になります。

安全教育（10条教育）は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（H13.12国土交通省令第151号）第10条（係員の教育及び訓練等）に基づく教育及び訓練です。

JR四国工務部より日本鉄道施設協会に、平成23年度実施のものから、JR四国管内で業務を行う工事従事者の安全教育（10条教育）の委嘱をうけました。工事従事者のうち、下記係員については、過去概ね1年毎に「安全教育（10条教育）」を毎年受講していなければ、当該係員として従事できなくなります。

1. 「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」
 - 線路閉鎖工事監督者
 - 保守用車工事監督者
 - 踏切警備員
2. 「施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員」
 - 工事管理者
 - 軌道工事管理者

受講の確認の方法の例

- ① 工事管理者等の継続取得者の場合
 - R6年度中に10条教育を受講していることを確認して、R7年度に工事管理者等として従事できる。
- ② 工事管理者等の新規取得者の場合
 - R7年度に10条教育を受講していることを確認して以降に、R7年度に工事管理者等として従事できる。